

兵庫県立加古川南高等学校いじめ防止基本方針（H29年8月改訂）

057 兵庫県立加古川南高等学校

1 本校の教育方針

本校は、「夢や志を育み、個性を磨く学校づくり」「教職員が一丸となって生徒を支える、学びやすい・働きがいのある学校づくり」「地域社会と一体となり、体験を通して生徒を鍛え、社会的自立を図る学校づくり」を学校経営方針として、「生徒一人一人を生かす教育」を行う学校運営をしている。いじめは、人として決して許されない行為であり、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るという認識のもと、学校や家庭、地域社会、関係機関が連携しながら取り組まなければならない問題であると考える。

ここに、「兵庫県いじめ対応マニュアル」改訂も踏まえ、生徒たちが更に安心して、充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向けた日常の指導体制を定める。また、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みを定めた「学校いじめ防止基本方針」を再制定する（H29年8月）。

2 基本的な考え

本校は、創立30年以上になる全日制総合学科高校である。加古川市に位置し、地域に愛され地域に生まれながら成長してきた歴史がある。

本校は、夢や志を育む学校を目指して「キャリア教育の充実」「学力の向上」「人間力の育成」を三本柱に全教職員で取り組んでいる。また、ボランティア活動に精力的に参加し、地域交流を積極的に進める教育活動にも取り組んでいる。

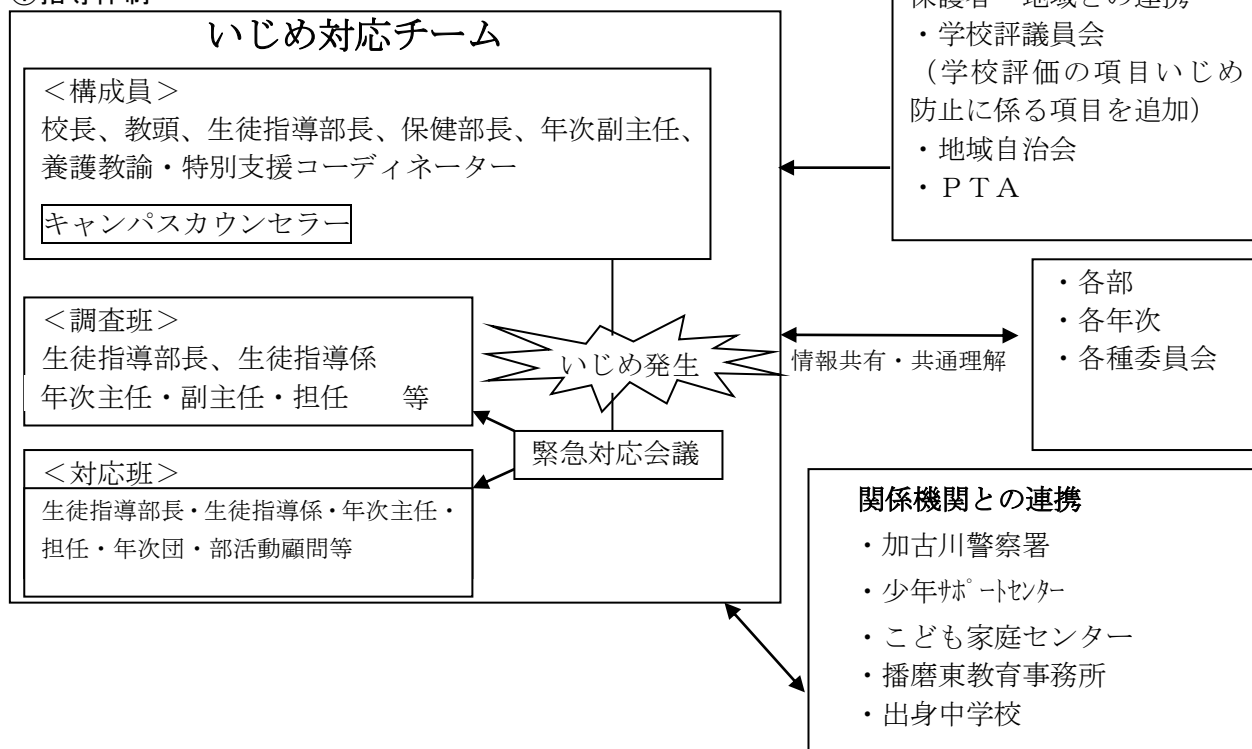
「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識とその特質をすべての教職員が十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応（学校全体の取組）

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための①指導体制②組織的対応を以下のとおりとする。

いじめの情報を得た場合は、特定の教職員だけで抱え込まず、年次及び学校全体で対応する。具体的には、校長がいじめ対応チームによる緊急対策会議を開催し、学校として認知するとともに、今後の指導方針を立て、組織的、且つ柔軟に対応する。

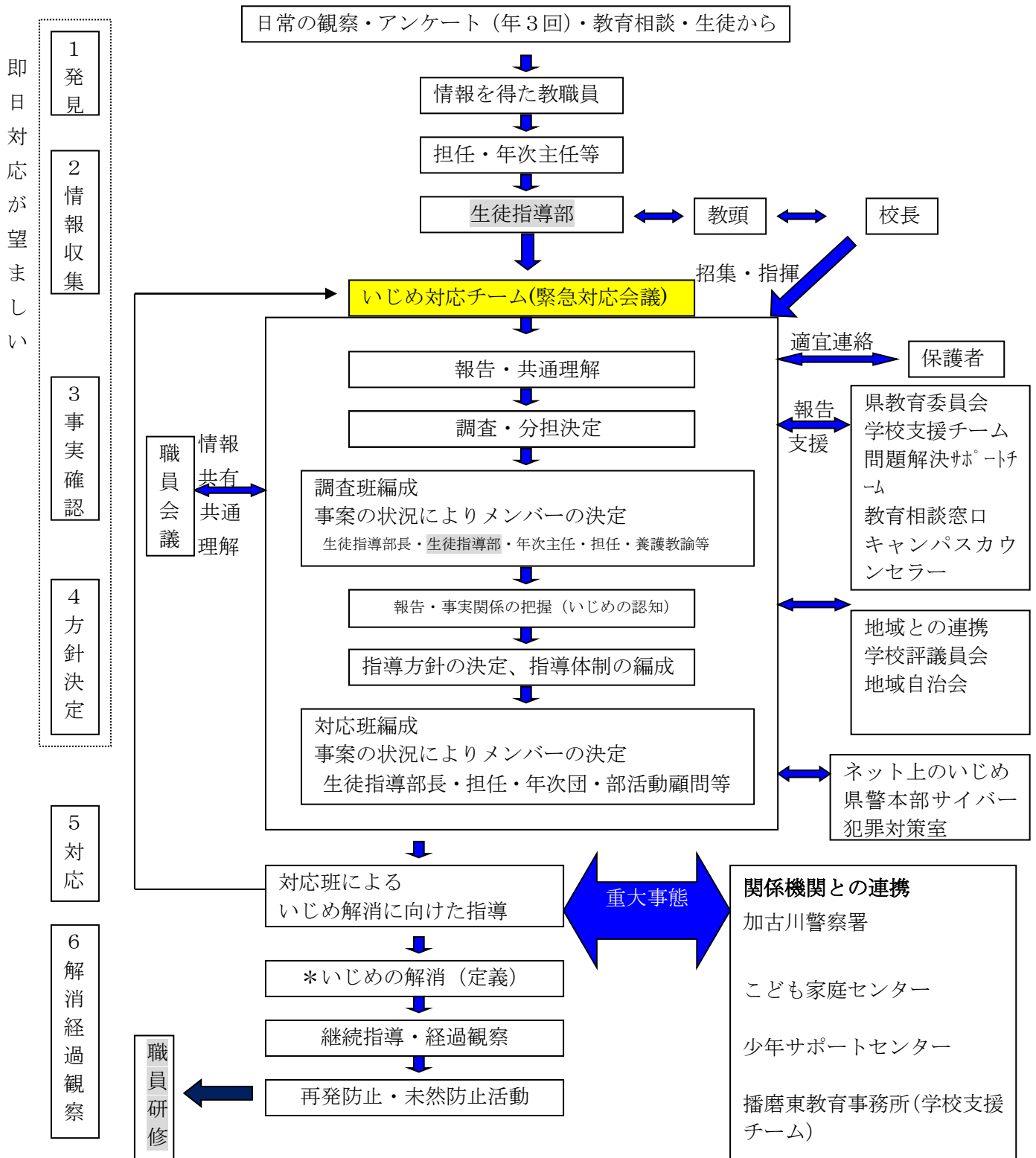
①指導体制



※調査班は、事実確認・報告資料の作成等を行う。

※対応班は、いじめに関係した生徒・保護者等に対する指導・支援を行う。

②緊急時の組織的対応



- ・ネットいじめへの予防として、SNS講演会を毎年実施。(PTAも研修含む)
- ・いじめ対応チームは、いじめ防止対策の達成目標を設定し、年間計画を作成する。
- ・特に配慮を要する生徒への対応については、文科省の「いじめ防止等のための基本的な方針」による。

4 いじめに関する指導体制

○いじめの未然防止（いじめを生まない土壌づくり）

教育活動	目的	加古川南高の具体的な取り組み
学業指導	<input type="checkbox"/> コミュニケーション能力の養成	●習熟度別授業 ●各種発表会
	<input type="checkbox"/> 一人ひとりに配慮した授業	●発達障害生徒への配慮
特別活動、 道徳教育	<input type="checkbox"/> 規範意識・帰属意識を高める集団づくり	●各学校行事
	<input type="checkbox"/> HRにおける望ましい人間関係づくり	●グループエンカウンター
	<input type="checkbox"/> ボランティア活動の充実 (自己有用感の育成をはかる)	●東日本大震災復興支援ボランティア ●にこにこサマーフェスタ ●加古川マラソンボランティア等
教育相談	<input type="checkbox"/> 学校カウンセリング	●教育相談の充実●キャンパスカウンセラーによる面談の実施
人権教育	<input type="checkbox"/> 人権意識の高揚	●人権映画鑑賞会 ●SNS講演会を毎年実施
	<input type="checkbox"/> 講演会等の開催	●ネット犯罪に対する理解・啓発
情報教育		●教科「情報」におけるモラル教育の充実
保護者・地域 との連携	<input type="checkbox"/> いじめ防止対策推進法 <input type="checkbox"/> 公開授業の実施	●入学説明会時に生徒指導部長より説明
	<input type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針等の周知	●年次通信 ●生徒指導部通信

* 教職員のいじめ問題に対する資質向上を図る研修等を更に充実させる。

○いじめの早期発見（生徒の変化を敏感に察知）

教育活動		加古川南高の具体的な取り組み
いじめの発見	<input type="checkbox"/> 日々の観察	●行為をすぐに止めさせる
	<input type="checkbox"/> いじめ行為を直接発見した場合	●いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保
相談体制の整備	<input type="checkbox"/> 相談窓口の設置・周知	●担任や教育相談委員、養護教諭による面談の実施（随時）
定期的調査の実施	<input type="checkbox"/> いじめアンケートの実施・点検	●毎学期に実施 ●生徒指導部と当該学年による会議
情報の共有	<input type="checkbox"/> 報告経路の明示、報告の徹底	●打ち合わせ会や職員会議等での情報共有
	<input type="checkbox"/> 教育相談委員会 <input type="checkbox"/> 進級時の引継ぎ	●要配慮生徒の実態把握、養護教諭からの面談報告
	<input type="checkbox"/> 出身中学との連携	

○いじめの早期対応（問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応）

教育活動		加古川南高の具体的な取り組み
生徒への 対応	<input type="checkbox"/> いじめられている生徒 への対応	●いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除く ●全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援
	<input type="checkbox"/> いじめている生徒への 対応	●いじめは決して許されないという人権意識を持たせる指導。 ●いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みが解る指導を根気強く行う
関係集団 への対応		●被害・加害生徒だけでなく、見て見ぬふりをする集団に対しても、自分たち でいじめ問題を解決する力と人権意識を育成する
保護者へ の対応	<input type="checkbox"/> いじめられている側	●複数の教員で対応し、いじめ問題解消に向けて具体的な対策を話す。
	<input type="checkbox"/> いじめている側	●事実を把握したら速やかに面談を行い理解と協力を求める。

関係機関との連携	<input type="checkbox"/> 教育委員会との連携	●関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法、関係機関との調整
	<input type="checkbox"/> 警察との連携	●関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法、関係機関との調整
	<input type="checkbox"/> 福祉関係との連携	●心身や財産に重大な被害が疑われる場合、犯罪等の違法行為がある場合
	<input type="checkbox"/> 出身中学校との連携	●関係生徒の中学時代の動向・家庭環境等情報と助言を求める
	<input type="checkbox"/> 医療機関との連携	●家庭の養育に関する指導と助言、家庭での生徒の生活や家庭環境の状況把握

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される（生徒が自殺を企図した場合等含む）

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査を行う（生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときを含む）

(2) 重大事態への対応

重大事態の取り扱いについては、文科省のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）にある事項を徹底する。特に重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

重大事態調査の主体の判断は、県教育委員会が判断する（兵庫県いじめ対応マニュアル H29 改訂参照）。